

第4回高梁市議会（定例）議案

令和 8 年 9 月

高 梁 市

第4回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件 名	結 果	頁
認定第 1 号	令和7年度高梁市各会計歳入歳出決算認定について		5
認定第 2 号	令和7年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算認定について		7
認定第 3 号	令和7年度高梁市水道事業特別会計決算認定について		9
認定第 4 号	令和7年度高梁市下水道事業特別会計決算認定について		11
議案第74号	高梁市公告式条例等の一部を改正する条例		13
議案第75号	高梁市税条例の一部を改正する条例		25
議案第76号	高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例		29
議案第77号	高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		33
議案第78号	高梁市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例		39
議案第79号	高梁市景観条例の一部を改正する条例		43
議案第80号	高梁市水道事業の設置等に関する条例及び高梁市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		45
議案第81号	高梁市印鑑条例の一部を改正する条例		49
議案第82号	高梁市手数料条例の一部を改正する条例		53
議案第83号	高梁市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例		57
議案第84号	高梁市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例		63

議案第 8 5 号	高梁市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例		65
議案第 8 6 号	高梁市デマンド型乗合タクシー運行条例		69
議案第 8 7 号	高梁市介護保険条例の一部を改正する条例		73
議案第 8 8 号	高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		77
議案第 8 9 号	岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		79
議案第 9 0 号	令和 8 年度高梁市一般会計補正予算（第 2 号）		
議案第 9 1 号	令和 8 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算（第 1 号）		
議案第 9 2 号	令和 8 年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 9 3 号	令和 8 年度高梁市巨瀬財産区特別会計補正予算（第 1 号）		

令和 7 年度高梁市各会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度高梁市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和 7 年度高梁市一般会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市畑地かんがい事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市地域開発事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市巨瀬財産区特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市宇治財産区特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度高梁市有漢財産区特別会計歳入歳出決算

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

認定第 2 号

令和 7 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

令和7年度高梁市水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度高梁市水道事業特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

高梁市長 石 田 芳 生

令和7年度高梁市下水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度高梁市下水道事業特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市公告式条例等の一部を改正する条例

高梁市公告式条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市公告式条例等の一部を改正する条例

(高梁市公告式条例の一部改正)

第 1 条 高梁市公告式条例（平成 1 6 年高梁市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「署名」の次に「（地方自治法第 1 6 条第 4 項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加え、同条第 2 項中「別表の掲示場」を「高梁市役所前掲示場」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 条例を公布したときは、遅滞なく、市のホームページに設置した電子掲示場へ掲示（公布した事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情による場合は、この限りでない。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(規則の公布)

第 3 条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 市長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 市長の定める規程で公表を要するものを公表するときは、第2条第2項に規定する掲示場又は同条第3項に規定する市のホームページに設置した電子掲示場に掲示してこれを行うものとする。

第5条の見出しを「(市の機関の定める規則の公布及び規程の公表)」に改め、同条第1項中「第2条の」を「前2条の」に改め、「定める規則」の次に「及び規程」を加え、「第2条第1項」を「第3条第1項及び前条第1項」に、「市長」を「市長名」に、「当該機関又は当該機関を代表する者」を「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」に改め、同条第2項を削る。

別表を削る。

(高梁市行政手続条例の一部改正)

第2条 高梁市行政手続条例(平成16年高梁市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる」を「(以下この項において「公示事項」という。)を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする」に、「掲示を始めた日」を「当該措置を開始した日」に改める。

(高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正)

第3条 高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例(平成16年高梁市条例第256

号)の一部を次のように改正する。

第12条中「高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)に規定する掲示場に掲示して」を「高梁市税条例(平成16年高梁市条例第45号)第18条の例により」に改める。

(高梁市下水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第4条 高梁市下水道事業分担金徴収条例(平成16年高梁市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第11条中「高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)に規定する掲示場に掲示して」を「高梁市税条例(平成16年高梁市条例第45号)第18条の例により」に改める。

(高梁市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 高梁市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成16年高梁市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第10条中「高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)に規定する掲示場に掲示して」を「高梁市税条例(平成16年高梁市条例第45号)第18条の例により」に改める。

(高梁市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 高梁市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年高梁市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「市役所前及び各地域局前の掲示場」を「高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場」に改める。

附 則 (令和8年高梁市条例第 号)

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

アナログ規制の見直し及び掲示場の整理に伴い、関係条例の整備を行うため。

(参考)

高梁市公告式条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名(<u>地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。</u>)しなければならない。 2 条例の公布は、<u>高梁市役所前掲示場</u>に掲示して行う。 3 条例を公布したときは、遅滞なく、市のホームページに設置した電子掲示場へ掲示(公布した事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。))を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をいう。以下同じ。)を行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情による場合は、この限りでない。 (規則の公布) 第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による規則の公布について準用する。	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、<u>別表の掲示場</u>に掲示して行う。 (規則に関する準用) 第3条 前条の規定は、規則について準用する。

(規程の公表)

第4条 市長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 市長の定める規程で公表を要するものを公表するときは、第2条第2項に規定する掲示場又は同条第3項に規定する市のホームページに設置した電子掲示場に掲示してこれを行うものとする。

(市の機関の定める規則の公布及び規程の公表)

第5条 前2条の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則及び規程で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。)について準用する。この場合において、第3条第1項及び前条第1項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して、市長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。)について準用する。この場合において、第2条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。)について準用する。この場合において、第4条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

別表(第2条関係)

揭示場

高梁市役所前揭示場

高梁市有漢地域局前揭示場

高梁市成羽地域局前揭示場

高梁市川上地域局前揭示場

高梁市備中地域局前揭示場

(参考)

高梁市行政手続条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
(聴聞の通知の方式) 第14条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	(聴聞の通知の方式) 第14条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(参考)

高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
(公示送達) 第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項の規定による公示送達は、<u>高梁市税条例(平成16年高梁市条例第45号)第18条の例により</u>行うものとする。	(公示送達) 第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項の規定による公示送達は、<u>高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)に規定する掲示場に掲示して</u>行うものとする。

(参考)

高梁市下水道事業分担金徴収条例新旧対照表（第４条関係）

改正案	現行
(公示送達) 第11条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、 <u>高梁市税条例(平成16年高梁市条例第45号)第18条の例により行うものとする。</u>	(公示送達) 第11条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、 <u>高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u>

(参考)

高粱市農業集落排水事業分担金徴収条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
(公示送達) 第10条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、<u>高粱市税条例(平成16年高粱市条例第45号)第18条の例により行うものとする。</u>	(公示送達) 第10条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、<u>高粱市公告式条例(平成16年高粱市条例第3号)に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u>

(参考)

高梁市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現行
(公表の方法) 第5条 前条の規定による公表は、高梁市広報紙に登載して行うものとする。ただし、高梁市広報紙に登載することができないときは、<u>高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場</u>に掲示してこれに代えることができる。	(公表の方法) 第5条 前条の規定による公表は、高梁市広報紙に登載して行うものとする。ただし、高梁市広報紙に登載することができないときは、<u>市役所前及び各地域局前の掲示場</u>に掲示してこれに代えることができる。

高梁市税条例の一部を改正する条例

高梁市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市税条例の一部を改正する条例

高梁市税条例（平成 16 年高梁市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に改める。

第 21 条中「30 日」を「40 日」に改める。

第 21 条の 2 中「100 円」を「200 円」に改める。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 18 条の改正規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 21 条の 2 の改正規定 令和 9 年 4 月 1 日

（督促手数料に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の高梁市税条例第 21 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

揭示場の整理に伴う所要の改正を行うとともに、市税の納期限内納付の推進と督促状に係る費用と負担の均衡を図るため。

(参考)

高梁市税条例新旧対照表

改正案	現行
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。 (督促) 第21条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに、徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後40日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。 (督促手数料) 第21条の2 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、<u>200円</u>の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。 (督促) 第21条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに、徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。 (督促手数料) 第21条の2 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、<u>100円</u>の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例（平成 19 年高梁市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この条例は」の次に「、法令その他特別の定めのあるものを除くほか」を、「督促」の次に「、督促手数料」を加える。

第 2 条第 1 項中「20 日」を「40 日」に改める。

第 3 条中「100 円」を「200 円」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセント（負担金及び占用料にあっては年 14.5 パーセント）の割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合

には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 14.5 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 14.5 パーセントを超える場合には、年 14.5 パーセントの割合）とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（延滞金に関する経過措置）

- 3 新条例附則第 2 項の規定は、施行日以後初めてその納期限の翌日（以下この項において「延滞開始日」という。）が到来する税外収入金の延滞金について適用し、施行日前に延滞開始日が到来する税外収入金の延滞金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

税外収入金の納期限内納付の推進と督促状に係る費用と負担の均衡を図るため及び延滞金を地方税の例による算定方法とするため。

(参考)

高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>法令その他特別の定めのあるものを除くほか</u>、分担金、負担金、占用料、使用料、加入金、手数料及び過料その他の本市の歳入(以下「税外収入金」という。)を納期限までに納付しない者がある場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条及び道路法(昭和27年法律第180号)第73条の規定に基づいて行う督促、<u>督促手数料及び延滞金</u>の徴収並びに滞納処分に関し、必要な事項を定めるものとする。 (督促) 第2条 税外収入金を納付すべき義務を負う者(以下「納付義務者」という。)が納期限までに当該税外収入金を完納しない場合は、市長は、納期限後<u>40日</u>以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。 2 略 (督促手数料) 第3条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、督促状1通につき<u>200円</u>の督促手数料を徴収することができる。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。	(趣旨) 第1条 この条例は、分担金、負担金、占用料、使用料、加入金、手数料及び過料その他の本市の歳入(以下「税外収入金」という。)を納期限までに納付しない者がある場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条及び道路法(昭和27年法律第180号)第73条の規定に基づいて行う督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関し、必要な事項を定めるものとする。 (督促) 第2条 税外収入金を納付すべき義務を負う者(以下「納付義務者」という。)が納期限までに当該税外収入金を完納しない場合は、市長は、納期限後<u>20日</u>以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。 2 略 (督促手数料) 第3条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、督促状1通につき<u>100円</u>の督促手数料を徴収することができる。 附 則 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント(負担金及び占用料にあっては年14.5パーセント)の割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年14.5パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントを超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとお
り制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年高梁市条例第 43 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 6 の項を削り、7 の項を 6 の項とし、8 の項を 7 の項とし、9 の項を 8 の項
とする。

別表第 2 中 6 の項を削り、7 の項を 6 の項とし、8 の項を 7 の項とし、9 の項を 8 の項
とする。

別表第 3 の 2 の項を削る。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

(参考) 高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
 情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
5 市長	高梁市営定住促進住宅条例(令和4年高梁市条例第31号)による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	高梁市営定住促進住宅条例(令和4年高梁市条例第31号)による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	高梁市子ども医療費給付に関する条例(平成16年高梁市条例第122号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	6 市長	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>
7 市長	高梁市障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例第145号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	7 市長	高梁市子ども医療費給付に関する条例(平成16年高梁市条例第122号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成16年高梁市条例第123号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	8 市長	高梁市障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例第145号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
		9 市長	高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成16年高梁市条例第123号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
	特定個人情報		特定個人情報

(略)		
5 市長	高梁市営定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護実施関係情報であつて規則で定めるもの
6 市長	高梁市子ども医療費給付に関する条例による医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
7 市長	高梁市障害者医療費給付条例による医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
8 市長	高梁市ひとり親家庭等医	住民票関係情報、地方税関係情報、

(略)		
5 市長	高梁市営定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護実施関係情報であつて規則で定めるもの
6 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、母子及び父子並びに寡婦関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び生活保護実施関係情報であつて規則で定めるもの
7 市長	高梁市子ども医療費給付に関する条例による医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
8 市長	高梁市障害者医療費給付条例による医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
9 市長	高梁市ひとり親家庭等医	住民票関係情報、地方税関係情報、

療費給付に関する条例に よる医療費給付に関する 事務であって規則で定め るもの	障害者関係情報及び医療保険給付 関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------------------------

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長	地方税関係情報及び住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

療費給付に関する条例に よる医療費給付に関する 事務であって規則で定め るもの	障害者関係情報及び医療保険給付 関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------------------------

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長	地方税関係情報及び住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
2 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

高梁市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

高梁市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 高梁市財政事情書の作成及び公表に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「市役所前及び各地域局前の」を「高梁市公告式条例（平成 16 年高梁市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する」に改める。

第 2 条 高梁市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「財政状況の公表に関する」を「歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を記載した」に改める。

第 2 条の見出し中「時期」を削り、同条第 1 項中「4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間におけるものを 12 月末日までに、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間におけるものを 6 月末日までに」を「毎会計年度少なくとも 1 回以上」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 財政事情書の公表は、高梁市広報紙に登載して行うものとする。ただし、高梁市広報紙に登載することができないときは、高梁市公告式条例（平成 16 年高梁市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例中第 1 条の規定は令和 9 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、財政事情書の公表方法等を見直すとともに、掲示場に関する規定を整理する所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市財政事情書の作成及び公表に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正案	現行
(財政事情書の公表) 第4条 財政事情書の公表は、高梁市広報紙に登載して行うものとする。 ただし、高梁市広報紙に登載することができないときは、<u>高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条第2項に規定する</u>掲示場に掲示してこれに代えることができる。	(財政事情書の公表) 第4条 財政事情書の公表は、高梁市広報紙に登載して行うものとする。 ただし、高梁市広報紙に登載することができないときは、<u>市役所前及び各地域局前の</u>掲示場に掲示してこれに代えることができる。

(参考)

高梁市財政事情書の作成及び公表に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項に規定する<u>歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金</u>の現在高その他財政に関する事項を記載した文書(以下「財政事情書」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (財政事情書の公表) 第2条 財政事情書は、<u>毎会計年度少なくとも1回以上</u>公表するものとする。 2 財政事情書の公表は、高梁市広報紙に登載して行うものとする。ただし、高梁市広報紙に登載することができないときは、<u>高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条第2項に規定する揭示場に揭示してこれに代えることができる。</u> (委任) 第4条 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項に規定する<u>財政状況の公表に関する文書</u>(以下「財政事情書」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (財政事情書の公表時期) 第2条 財政事情書は、<u>4月1日から9月30日までの期間におけるものを12月末日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを6月末日までに公表するものとする。</u> 2 天災その他避けることのできない事由により、前項に規定する期限に公表できないときは、市長は、<u>事由のやんだときから1箇月以内に公表しなければならない。</u> (財政事情書の公表) 第4条 <u>財政事情書の公表は、高梁市広報紙に登載して行うものとする。ただし、高梁市広報紙に登載することができないときは、高梁市公告式条例(平成16年高梁市条例第3号)第2条第2項に規定する揭示場に揭示してこれに代えることができる。</u> (委任) 第5条 略

高梁市景観条例の一部を改正する条例

高梁市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市景観条例の一部を改正する条例

高梁市景観条例（平成 26 年高梁市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「法第 16 条第 7 項第 11 号」を「法第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 21 条第 1 項中「法第 8 条第 2 項第 4 号ロ」を「法第 8 条第 2 項第 4 号ハ」に改める。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条本文に掲げる規定の施行の日から施行する。

提 案 理 由

景観法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市景観条例新旧対照表

改正案	現行
(届出及び勧告等の適用除外) 第14条 <u>法第16条第8項第12号</u>に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(14) 略 (景観重要公共施設の指定) 第21条 市長は、景観計画区域内の道路、河川、公園等の公共施設で、景観形成において特に重要な景観資源として位置づけられるものを景観重要公共施設(<u>法第8条第2項第4号ハ</u>に規定する良好な景観の形成に重要な施設をいう。以下同じ。)に指定し、当該公共施設の管理者等との協議により、景観形成のための整備に関する事項その他景観形成のために必要な事項についての基準を定める事ができる。 2 略	(届出及び勧告等の適用除外) 第14条 <u>法第16条第7項第11号</u>に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(14) 略 (景観重要公共施設の指定) 第21条 市長は、景観計画区域内の道路、河川、公園等の公共施設で、景観形成において特に重要な景観資源として位置づけられるものを景観重要公共施設(<u>法第8条第2項第4号ロ</u>に規定する良好な景観の形成に重要な施設をいう。以下同じ。)に指定し、当該公共施設の管理者等との協議により、景観形成のための整備に関する事項その他景観形成のために必要な事項についての基準を定める事ができる。 2 略

高梁市水道事業の設置等に関する条例及び高梁市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市水道事業の設置等に関する条例及び高梁市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市水道事業の設置等に関する条例及び高梁市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(高梁市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 高梁市水道事業の設置等に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 267 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 月 1 日から 9 月 30 日まで」及び「11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を 5 月 31 日までに」を削り、同条第 2 項中「とともに、11 月 30 日までに提出する業務状況においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに提出する業務状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない」を「ものとする」に改め、同条第 3 項を削る。

(高梁市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 高梁市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年高梁市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「4 月 1 日から 9 月 30 日まで」及び「11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務状況を 5 月 31 日までに」を削り、同条第 2 項中「とともに、11 月 30 日までに作成する業務状況においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する業務状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそ

れぞれ明らかにしなければならない」を「ものとする」に改め、同条第3項を削る。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
(業務状況の作成) 第6条 管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度の状況を説明する書類(以下「業務状況」という。)を作成しなければならない。 2 前項の業務状況には、次に掲げる事項を記載する<u>ものとする</u>。 (1)～(3) 略	(業務状況の作成) 第6条 管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、<u>毎事業年度4月1日から9月30日までの状況を説明する書類(以下「業務状況」という。)を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を5月31日までに作成</u>しなければならない。 2 前項の業務状況には、次に掲げる事項を記載する<u>とともに、11月30日までに提出する業務状況においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する業務状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない</u>。 (1)～(3) 略 3 <u>天災その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに業務状況を提出することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。</u>

(参考)

高梁市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
（業務状況の作成） 第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度の業務状況を説明する書類(以下「業務状況」という。)を作成しなければならない。 2 前項の業務状況には、次に掲げる事項を記載する<u>ものとする。</u> (1)～(3) 略	（業務状況の作成） 第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度<u>4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類(以下「業務状況」という。)を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況を5月31日までに作成しなければならない。</u> 2 前項の業務状況には、次に掲げる事項を記載する<u>とともに、11月30日までに作成する業務状況においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する業務状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u> (1)～(3) 略 3 <u>天災その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに業務状況を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。</u>

高梁市印鑑条例の一部を改正する条例

高梁市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市印鑑条例の一部を改正する条例

高梁市印鑑条例（平成 16 年高梁市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付を受けた登録者は、自己の有効な利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項の利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する機器で証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項の暗証番号をいう。）等必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第 15 条第 1 号中「提示をしないとき」の次に「(前条第 3 項に規定する場合を除く。)」を加える。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

民間事業者等が設置する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付を可能とするため。

(参考)

高梁市印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
(印鑑登録証明書の交付) 第14条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けた登録者は、自己の有効な利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する機器で証明書等を発行する機能を有するものをいう。)に自ら暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の暗証番号をいう。)等必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。 (1) 登録証の提示をしないとき(前条第3項に規定する場合を除く。)	(印鑑登録証明書の交付) 第14条 略 2 略 (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。 (1) 登録証の提示をしないとき。

(2)～(4) 略

(2)～(4) 略

高梁市手数料条例の一部を改正する条例

高梁市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市手数料条例の一部を改正する条例

高梁市手数料条例（平成 16 年高梁市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書を削る。

附則に次の 1 項を加える。

（多機能端末機による印鑑証明書等の交付に係る手数料の特例）

- 4 令和 8 年 12 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間、多機能端末機（高梁市印鑑条例（平成 16 年高梁市条例第 166 号）第 14 条第 3 項に規定する多機能端末機をいう。）を利用して交付する場合の手数料は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 印鑑に関する証明手数料 1 通につき 100 円
- (2) 住民票の写し等の交付等手数料 1 通につき 100 円
- (3) 所得及び税に関する証明手数料 1 件につき 100 円

別表第 1 中「(第 2 条、第 4 条、第 6 条関係)」を「(第 2 条、第 6 条関係)」に改め、同表第 27 項を削る。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

民間事業者等が設置する多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例を定めるため。

(参考)

高梁市手数料条例新旧対照表

改正案	現行														
(手数料の納付) 第4条 手数料は、申請のとき前納しなければならない。 附 則 1～3 略 <u>(多機能端末機による印鑑証明書等の交付に係る手数料の特例)</u> 4 令和8年12月1日から令和11年3月31日までの間、多機能端末機(高梁市印鑑条例(平成16年高梁市条例第166号)第14条第3項に規定する多機能端末機をいう。)を利用して交付する場合の手数料は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1) 印鑑に関する証明手数料 1通につき100円 (2) 住民票の写し等の交付等手数料 1通につき100円 (3) 所得及び税に関する証明手数料 1件につき100円 別表第1(第2条、第6条関係) <table><tr><th>手数料を徴収する事務の種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>26 前各号に掲げるもののほか、公簿及び 図面に関する証明手数料</td><td>1件につき 300円</td></tr></table>	手数料を徴収する事務の種類	金額	(略)		26 前各号に掲げるもののほか、公簿及び 図面に関する証明手数料	1件につき 300円	(手数料の納付) 第4条 手数料は、申請のとき前納しなければならない。<u>ただし、別表第1第26項の督促状に係る手数料は、未納金と同時に徴収する。</u> 附 則 1～3 略 別表第1(第2条、第4条、第6条関係) <table><tr><th>手数料を徴収する事務の種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>26 前各号に掲げるもののほか、公簿及び 図面に関する証明手数料</td><td>1件につき 300円</td></tr><tr><td>27 地方自治法第231条の3による督促状に 係る手数料</td><td>1件につき 100円</td></tr></table>	手数料を徴収する事務の種類	金額	(略)		26 前各号に掲げるもののほか、公簿及び 図面に関する証明手数料	1件につき 300円	27 地方自治法第231条の3による督促状に 係る手数料	1件につき 100円
手数料を徴収する事務の種類	金額														
(略)															
26 前各号に掲げるもののほか、公簿及び 図面に関する証明手数料	1件につき 300円														
手数料を徴収する事務の種類	金額														
(略)															
26 前各号に掲げるもののほか、公簿及び 図面に関する証明手数料	1件につき 300円														
27 地方自治法第231条の3による督促状に 係る手数料	1件につき 100円														

高梁市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 16 年高梁市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「20 日」を「40 日」に改める。

第 4 条中「100 円」を「200 円」に改める。

第 5 条中「100 円未満の端数は、これ」を「当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額」に改め、「（1,000 円未満の端数は、これを切り捨てる。）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の高梁市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（延滞金に関する経過措置）

- 3 新条例第5条の規定は、施行日以後初めてその納期限の翌日（以下この項において「延滞開始日」という。）が到来する国民健康保険関係徴収金の延滞金について適用し、施行日前に延滞開始日が到来する国民健康保険関係徴収金の延滞金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険関係徴収金の納期限内納付の推進と督促状に係る費用と負担の均衡を図るため及び延滞金を地方税の例による算定方法とするため。

(参考) 高梁市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表

改正案	現行
(督促) 第3条 納付義務者が納期限までに国民健康保険関係徴収金を完納しないときは、市長は、納期限後<u>40日</u>以内に督促状を発しなければならない。 2・3 略 (督促手数料) 第4条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき<u>200円</u>を徴収することができる。 (延滞金) 第5条 納付義務者が国民健康保険関係徴収金を納期限後に納付する場合は、当該納付金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付しなければならない。<u>ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u> 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、	(督促) 第3条 納付義務者が納期限までに国民健康保険関係徴収金を完納しないときは、市長は、納期限後<u>20日</u>以内に督促状を発しなければならない。 2・3 略 (督促手数料) 第4条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき<u>100円</u>を徴収することができる。 (延滞金) 第5条 納付義務者が国民健康保険関係徴収金を納期限後に納付する場合は、当該納付金額(<u>100円未満の端数は、これを切り捨てる。</u>)にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(<u>1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。</u>)を加算して納付書によって納付しなければならない。

365日当たりの割合とする。

(徴収方法)

第6条 略

(延滞金の減免)

第7条 略

(委任)

第8条 略

附 則

1・2 略

(延滞金の割合の特例)

(延滞金の割合の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(徴収方法)

第7条 略

(延滞金の減免)

第8条 略

(委任)

第9条 略

附 則

1・2 略

3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

高梁市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

高梁市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

高梁市認可地縁団体印鑑条例（平成 16 年高梁市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
(代理人の申請) 第12条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第9条の申請を地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項第7号</u>の代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。	(代理人の申請) 第12条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第9条の申請を地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第19条第1項第1号ト</u>の代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

高梁市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

高梁市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

高梁市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年高梁市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「100 円」を「200 円」に改める。

第 7 条第 1 項中「当該納付金額」の次に「（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）」を加え、「、当該金額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の高梁市後期高齢者医療に関する条例（以下「新条例」という。）

第 6 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（延滞金に関する経過措置）

- 3 新条例第7条第1項の規定は、施行日以後初めてその納期限の翌日（以下この項において「延滞開始日」という。）が到来する保険料の延滞金について適用し、施行日前に延滞開始日が到来する保険料の延滞金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

保険料の納期限内納付の推進と督促状に係る費用と負担の均衡を図るため及び延滞金を地方税の例による算定方法とするため。

(参考)

高梁市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(保険料の督促手数料) 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通について<u>200円</u>とする。 (延滞金) 第7条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額<u>(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)</u>に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。<u>ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u> 2 略	(保険料の督促手数料) 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通について<u>100円</u>とする。 (延滞金) 第7条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、<u>当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。<u>ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りではない。</u> 2 略

高梁市デマンド型乗合タクシー運行条例

高梁市デマンド型乗合タクシー運行条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市デマンド型乗合タクシー運行条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における交通空白地域を削減するため、高梁市デマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）を運行し、利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者等 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者又は同法第 79 条の規定による自家用有償旅客運送の登録を受けた者
- (2) デマンドタクシー 一般旅客自動車運送事業者等が、利用しようとする者からの予約を受けて、乗合により乗車場所からそれぞれの目的地まで送迎するタクシー
- (3) 高校生以下 小学校就学前までの子（以下「未就学児」という。）又は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者
- (4) 保護者 未就学児の親権を行う者、未成年後見人その他これに準ずる者であって、当該未就学児を監護する者

(運行区域等)

第 3 条 デマンドタクシーの運行区域は、道路運送法の規定により、市長が国土交通大臣の許可又は登録を受けたもののうち、規則で定める。

2 デマンドタクシーの運行日及び運行時間は、規則で定める。

(運行業務の委託)

第4条 市長は、デマンドタクシーの運営に関する業務の全部又は一部を、市内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する一般旅客自動車運送事業者等（以下「運行事業者」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第5条 デマンドタクシーを利用することができる者は、本市に住所若しくは居所を有し、又は利用することが適当であると市長が認める者とする。

(利用方法)

第6条 デマンドタクシーを利用しようとする者は、あらかじめ市長に利用者登録の申込みを行い、承認を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が、デマンドタクシーを利用するときは、あらかじめ運行事業者に予約しなければならない。予約の変更又は取消しをするときも、同様とする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する登録の承認及び前項に規定する予約を取り消すことができる。

(1) 利用者登録又は予約をした事項に虚偽があることが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第7条 デマンドタクシーを利用しようとする登録者（以下「利用者」という。）は、乗車1回につき次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 高校生以下 300円

(2) その他 800円

2 前項の規定にかかわらず、保護者と同乗する未就学児の使用料は、当該保護者の人数を上限とし、無料とする。

(使用料の還付)

第8条 既に支払った使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為等)

第9条 利用者は、他の利用者に危害を及ぼすおそれがある物品若しくは他の利用者の迷

惑となるおそれがある物品であつて、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「省令」という。）第 52 条に規定するものを車内に持ち込み、又は省令第 53 条に規定する行為をしてはならない。

- 2 利用者は、デマンドタクシーの運転者（以下「乗務員」という。）が運行の安全確保又は車内秩序の維持のために行う業務上の指示に従わなければならない。

（乗車の制限）

第 10 条 乗務員は、デマンドタクシーに乗車しようとする者又は乗車している者が次の各号のいずれかに該当するときは、その乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 前条第 1 項の規定に違反したとき。
- (2) 前条第 2 項に規定する指示に従わないとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、運行の安全確保又は車内秩序の維持に支障を及ぼし、又はそのおそれがある行為をしたとき。

（運行の制限等）

第 11 条 市長は、天災その他やむを得ない事由による運行上の支障がある場合には、デマンドタクシーの運行を制限し、又は停止することができる。

- 2 市長は、前項の規定による運行の制限又は停止により利用者その他の者に生じた損害について、その責めを負わない。

（損害賠償）

第 12 条 利用者は、故意又は過失により、デマンドタクシー又はその附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 12 日から施行する。

（準備行為）

- 2 第 4 条に規定する委託、第 6 条第 1 項に規定する利用者登録の承認その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

提 案 理 由

高梁市デマンド型乗合タクシーを運行するため。

高梁市介護保険条例の一部を改正する条例

高梁市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市介護保険条例の一部を改正する条例

高梁市介護保険条例（平成 16 年高梁市条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「100 円」を「200 円」に改める。

第 8 条第 1 項中「納付金額」の次に「（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の高梁市介護保険条例（以下「新条例」という。）第 7 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（延滞金に関する経過措置）

3 新条例第 8 条第 1 項の規定は、施行日以後初めてその納期限の翌日（以下この項において「延滞開始日」という。）が到来する保険料の延滞金について適用し、施行日前に延滞開始日が到来する保険料の延滞金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

保険料の納期限内納付の推進と督促状に係る費用と負担の均衡を図るため及び延滞金を地方税の例による算定方法とするため。

(参考)

高梁市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
(保険料の督促手数料) 第7条 保険料の督促手数料は、督促状1件につき<u>200円</u>とする。 (延滞金) 第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額(当該金額に<u>1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u>)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。<u>ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u> 2 略	(保険料の督促手数料) 第7条 保険料の督促手数料は、督促状1件につき<u>100円</u>とする。 (延滞金) 第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。<u>ただし、延滞金額が1,000円未満である場合には、この限りでない。</u> 2 略

高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 276 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「4 月 1 日から 9 月 30 日まで」及び「12 月末日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 6 月末日までに」を削り、同条第 2 項中「とともに、12 月末日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、6 月末日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない」を「ものとする」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(業務状況説明書類の作成) 第12条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度の業務の状況を説明する書類を作成しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)～(3) 略	(業務状況説明書類の作成) 第12条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度<u>4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を12月末日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を6月末日までに作成しなければならない。</u> 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、<u>12月末日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、6月末日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u> (1)～(3) 略 3 <u>天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。</u>

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議のため。

(別紙)

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月２４日岡山県指令市第１５号）の一部を次のように変更する。

第１７条第１項第３号中の「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。

(参考)

岡山県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正案	現行
(広域連合の経費の支弁の方法) 第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1) 関係市町村の負担金 (2) 国及び県の支出金 (3) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>の交付金 (4) 地方債 (5) その他 2 略	(広域連合の経費の支弁の方法) 第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1) 関係市町村の負担金 (2) 国及び県の支出金 (3) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>の交付金 (4) 地方債 (5) その他 2 略

(参考)

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

3 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4～8 略

（規約等）

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 広域連合の経費の支弁の方法

2～4 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

